

株 主 各 位

名古屋市中村区鳥居西通一丁目1番地

株式会社アオキスーパー

代表取締役社長 青 木 俊 道

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本年も新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、健康状態にかかわらず、可能な限り当日の来場はお控えいただき、郵送またはインターネットによる議決権行使（詳細は3～4ページをご覧ください。）をお願い申し上げます。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年5月25日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年5月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中村区鳥居西通一丁目1番地
アオキスーパー本社ビル5F
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項
 - 報告事項 第48期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件

以 上

-
- ◎ 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.aokisuper.co.jp/ir/news.html>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ **新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の予防及び拡散防止への対応について**

株主総会では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の予防及び拡散防止のため、以下の対応をさせていただきます。

【株主の皆様へのお願い】

本年も、株主の皆様の感染リスクを避けるため、事情をご賢察のうえ、株主総会当日のご来場を見合わせ、郵送またはインターネットによる議決権行使を強くご推奨申し上げます。

インターネット（スマートフォンを含む）による議決権行使が可能です。詳細は3～4ページをご参照ください。

株主様におかれましては直近の流行状況にご留意いただき、健康状態にかかわらず、株主総会へのご来場を見合わせていただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

基礎疾患のある方、妊娠されている方、ご高齢の方は、特段のご留意をいただき、株主総会のご出席を見合わせていただくことを強くご推奨申し上げます。

【ご来場される株主様へのお願い】

ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をご確認のうえ、飛沫防止効果の高い不織布マスクで鼻と口を隙間なく覆うよう着用し、感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

また、株主総会当日の体温測定の結果、入場をお断りする場合もあることを、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

会場の座席は通常より間隔を広げて設置いたします。座席数が通常の半分以上となり座席数に限りがあります。万が一、満席となった場合は、入場をお断りする場合がございます。予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

【当社の対応について】

役員及び運営スタッフは不織布マスクを着用し、必要に応じて手袋を着用させていただきます。その他、アルコール消毒液の設置及びサーモグラフィーによる体温測定など感染予防措置を講じてまいります。

株主総会の議事は簡略化し、例年より時間を短縮して行う予定です。また、株主様からのご質問、ご発言を制限させていただく場合がございますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

※詳細は同封の「第48回定時株主総会における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大防止対応について」をご参照ください。

なお、今後の状況により、株主総会の運営に変更が生じる場合には、改めて当社ホームページでお知らせいたします。

アオキスーパーホームページ <https://www.aokisuper.co.jp/>

議決権行使 についてのご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前にご行使いただく場合

- 書面によるご行使● ●「スマート行使」によるご行使● ●パソコン等によるご行使●

行使期限

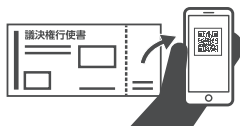
2022年5月25日(水曜日)
午後5時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

行使期限

2022年5月25日(水曜日)
午後5時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては4頁
をご覧ください。

行使期限

2022年5月25日(水曜日)
午後5時行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

当日ご出席いただく場合

- 株主総会へ出席●

株主総会開催日時

2022年5月26日(木曜日)
午前10時



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

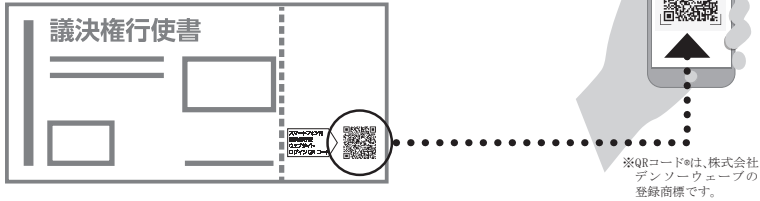
重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

●「スマート行使」によるご行使●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

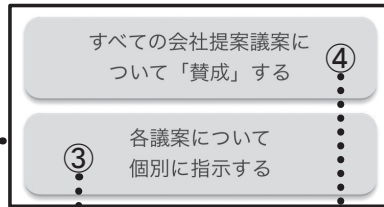
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



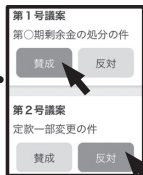
②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

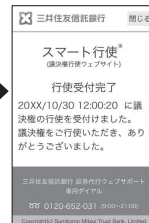


③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

事 業 報 告

(2021年3月1日から)
(2022年2月28日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、国内においても政府が断続的に緊急事態宣言を発出し、10月の緊急事態宣言解除後も同ウイルスの新たな変異株が確認され、まん延防止等重点措置が適用されるなど、社会経済活動は引き続き非常に厳しい状況となりました。また、ウクライナ情勢の変化などによる原油価格・原材料価格の高騰や為替の影響による輸入物価の更なる上昇が国内経済を下振れさせるリスク並びに海外経済の動向及び金融資本市場の変動に留意が必要など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当小売業界におきましても、同感染症の長期的な影響により、雇用情勢の悪化や個人所得の減少が消費者マインドに与える影響が懸念され、低価格志向など根強い生活防衛意識の高まりにより、今後も厳しい状況が続くものと思われれます。さらに、当社を取り巻く経営環境は、食品の取扱比率を高めているドラッグストアや同業店舗間競争の激化、人件費の高騰などに加え、資源価格や穀物価格等の上昇に伴う仕入価格への転嫁が進む影響により、引き続き厳しい状況が続くものと考えられます。

このような状況におきまして当社は、政府・自治体の指針に沿い、お客様及び従業員の安心・安全を最優先に、店舗における感染拡大防止対策に取り組み、営業活動を継続いたしました。

店舗政策では、6月に中村店・10月に今伊勢店・11月に清城店・1月に鳴子店をリニューアルオープンいたしました。また、5月に店舗用地として名古屋市北区に土地を取得しております。

販売促進政策では、生鮮食料品に強みを持つ食品スーパーである当社の特色を前面に打ち出し、月に一度、第2水曜日は鮮魚を中心とした「魚の日・新鮮大漁市」、第3水曜日は野菜や果物を中心とした「青果の日・青果大市」、29日は精肉を中心とした「肉の日」として、旬の食材やお値打ち品を多数取揃えた企画を実施いたしました。加えて、競合店対策として四半期に一度の大感謝祭・週に一度の95円（本体価格）均一等の企画を継続実施するとともに、毎週開催の日曜朝市を同感染症の状況を注視しながら再開いたしました。また、当社は6月に創業80年を迎えたことから、お客様からの永年のご愛顧に感謝し、創業80年を記念したスクラッチお買物券プレゼントやメーカーと共同でのお買物券プレゼントの特別企画等を実施いたしました。

業績面では、「新しい生活様式」の浸透による来店頻度の減少や生活防衛意識の高まりへの対策として、低価格販売の強化などに取り組みましたが、生鮮商品の相場変動や原材料及び包装資材等の高騰に伴う主力品目の価格改定の要請により販売促進企画が限定的となったこと、また、前期の同感染症の影響による内食需要の急激な高まりによる「巣ごもり需要」の反動減に加えて、10月の緊急事態宣言解除後の消費者行動の変化に伴う来店客数・買上点数の減少により、売上・利益ともに減少いたしました。

以上の結果、営業成績につきましては、営業収益1,004億57百万円（前期比5.4%減）、営業利益9億91百万円（前期比69.0%減）、経常利益10億85百万円（前期比66.7%減）、当期純利益6億13百万円（前期比70.1%減）となりました。

当期における商品部門別売上高概況は、次のとおりであります。

〔農 産〕

当期5月より日曜朝市企画を再開したことに加え、新たな販売促進企画「青果の日・青果大市」を実施するなどお値打ち販売を強化しましたが、土物類の不作による相場高、及び前期の新型コロナウイルス感染症の影響による内食需要増加の反動減により、前期比4.2%の減少となりました。

〔水 産〕

当期5月より日曜朝市企画を再開したことに加え、前期より実施している販売促進企画「魚の日・新鮮大漁市」を継続するなどお値打ち販売を強化しましたが、水産物の相場高と入荷量減少により特売が限定的となったこと、及び前期の新型コロナウイルス感染症の影響による内食需要増加の反動減により、前期比5.1%の減少となりました。

〔畜 産〕

当期5月より日曜朝市企画を再開したことに加え、前期より実施している販売促進企画「肉の日」を継続するなどお値打ち販売を強化しましたが、輸入肉が高騰したことにより特売が限定的となったこと、及び前期の新型コロナウイルス感染症の影響による内食需要増加の反動減により、前期比7.2%の減少となりました。

〔デイリー・一般食品〕

当期5月より日曜朝市企画を再開したことに加え、創業80年を記念した特別企画を実施するなどお値打ち販売を強化しましたが、価格改定の要請が多品目にわたり特売が限定的になったこと、及び前期の新型コロナウイルス感染症の影響による内食需要増加の反動減により、前期比5.6%の減少となりました。

〔雑貨・その他〕

前期の新型コロナウイルス感染症の影響による衛生用品（マスク・ハンドソープ・除菌関連商品など）需要急増の反動減により、前期比7.0%の減少となりました。

〔不動産賃貸収入〕

新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅な減収となったテナントの賃料減免要請に応えるなどの減収要因はありましたが、店舗改装による賃貸面積拡大等の効果が上回り、前期比1.3%の増加となりました。

〔その他の収入〕

前期の新型コロナウイルス感染症の影響による内食需要の増加の反動減により、総合物流センターの通過量及び通過金額が減少し、前期比2.7%の減少となりました。

各部門別売上高並びにその構成比は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

期 別 部 門		第47期 (2021年2月期)		第48期(当期) (2022年2月期)		前 期 比
		売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
商 品 部 門 別	農 産	17,430	16.4%	16,698	16.6%	95.8%
	水 産	17,493	16.5	16,600	16.5	94.9
	畜 産	16,712	15.8	15,514	15.5	92.8
	デイリー・一般食品	46,730	44.0	44,113	43.9	94.4
	雑貨・その他	2,693	2.5	2,503	2.5	93.0
小 計		101,060	95.2	95,430	95.0	94.4
不 動 産 賃 貸 収 入		854	0.8	865	0.9	101.3
そ の 他 の 収 入		4,278	4.0	4,162	4.1	97.3
合 計		106,194	100.0	100,457	100.0	94.6

(2) 設備投資の状況

当期中において、実施いたしました設備投資の総額は、23億82百万円でその主なものは、次のとおりであります。

(改 装)	中村店	(名古屋市市中村区)	2021年6月16日
(改 装)	今伊勢店	(愛知県一宮市)	2021年10月14日
(改 装)	清城店	(愛知県半田市)	2021年11月3日
(改 装)	鳴子店	(名古屋市緑区)	2022年1月27日

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当期において、特記すべき事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第 45 期 (2019年 2 月期)	第 46 期 (2020年 2 月期)	第 47 期 (2021年 2 月期)	第48期(当期) (2022年 2 月期)
営 業 収 益	106,214	103,426	106,194	100,457
営 業 利 益	1,661	1,466	3,193	991
経 常 利 益	1,739	1,552	3,263	1,085
当 期 純 利 益	987	692	2,051	613
1株当たり当期純利益	172円51銭	120円56銭	355円48銭	105円98銭
総 資 産	28,867	29,446	37,313	30,125
純 資 産	19,486	19,881	21,693	21,757

(注) 当社は2018年9月1日を効力発生日として、普通株式2株を1株に併合しております。1株当たり当期純利益につきましては、当該株式併合が第45期の期首時点で行われたものと仮定して算定しております。

(9) 対処すべき課題

当食品小売業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の収束を見通すことが困難な状況の中で、引き続き価格競争等による店舗間競争の激化、雇用環境の変化や人件費の上昇、資源価格及び原材料価格の高騰が続くと予想され、根強い低価格志向など生活防衛意識が一層高まる可能性が高く、消費者マインドへの影響は予断を許さない環境であることから、今後とも厳しい状況が続くものと思われます。

当社におきましても、足元ではウクライナ情勢の変化による地政学的リスクの上昇懸念や為替の影響による輸入物価の更なる上昇に伴う原材料及び包装資材等の高騰が続くと予想され、仕入価格や経費の上昇に伴う収益性の低下は避けられない状況であります。

このような状況下、当社は、コロナ禍で浸透した「新しい生活様式」に対応するための新たな取り組みとして、2022年夏にカード1枚でポイントが貯まり、電子マネー決済もできる「アオキスーパー電子マネー機能付ポイントカード」の発行を計画しております。また、同時期に「アオキスーパー公式アプリ」もリリースし、同カードと連携することでアプリでも電子マネー決済ができるサービスも順次予定するなど、お客様により便利で快適なお買い物をしていただけるよう、サービスの拡充に努めてまいります。

加えて、既存店のリニューアルや店舗規模の適正化と社内業務の効率化・標準化にも引き続き取り組むとともに、愛知県に的を絞った店舗のドミナント化をより一層強化する方針であります。

多様化するお客様のニーズに対しては、きめ細やかな対応が重要となっております。商品政策においては、鮮度・品質・価格・品揃えにこだわり、競合店対策においては、引き続き店舗・地域ごとのきめ細かな価格設定に取り組んでまいります。また、常にお客様のニーズを意識し、客数及び買上点数を重視した売上管理を実施します。加えて、当社の購買データをメーカー等と共有し、販売促進活動に活用することで、お客様の満足度向上に努めてまいります。

同時に、変化に対応した営業体制の柔軟な見直し、販売機会損失の削減・商品回転率の向上及びコスト削減による売場効率の改善、機械・ITを活用した業務の効率化・生産性の向上による働く環境の改善、並びに情報の更なる活用及び人材教育への取り組みを通して経営体質の強化を図ります。今後も組織全体が積極的に創意工夫する風土を醸成し、更なる業績の向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社は、食料品を中心に生活関連用品等の販売を主な事業としております。

(12) 主要な事業所

本 社 (名古屋市中村区)
総合物流センター (愛知県弥富市)
ショッピングセンターアズパーク (名古屋市中川区)
店 舗

所 在 地	店 舗 名
名 古 屋 市 内	中村店・鳴海店・戸田店・八田店・一色新町店・アズパーク店・千代が丘店・上飯田店・烏森店・鳴子店・ららぽーとみなとアクルス店・木場店・植田店・大高店・熱田店・名東よもぎ台店・大同店・上名古屋店
尾 張 地 域	大治店・富吉店・一宮店・日進店・西枇杷島店・甚目寺店・アクロスプラザ稲沢店・萩原店・長久手店・今伊勢店・加木屋店・清城店・前後店・乙川店・武豊店・豊明店・大府店・白鳥店・朝宮店・小牧店・大治南店・三条店・ニッケタウン稲沢店・花いちばアズガーデン
三 河 地 域	知立店・古井店・刈谷店・高浜店・東明店・伊賀店・碧南店・岡崎康生店・六名店

(13) 主要な借入先

該当事項はありません。

(14) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比較増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	676名	7名増	42.1歳	16.5年
女 性	237名	5名増	31.7歳	9.3年
合計又は平均	913名	12名増	39.4歳	14.6年

(注) 上記従業員数には、嘱託社員及びパートタイマー1,414名（8時間換算、最近1年間の平均人員）は含まれておりません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 17,283,500株
(2) 発行済株式の総数 5,774,228株（自己株式475,772株を除く。）
(3) 株 主 数 2,176名
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 東 海 流 通 シ ス テ ム	2,128千株	36.8%
ノーザン トラスト カンパニー エイブイ エフシー リ フィデリティ ファンズ	478千株	8.2%
ア オ キ ス ー パ ー 従 業 員 持 株 会	230千株	3.9%
青 木 俊 道	187千株	3.2%
青 木 偉 晃	172千株	2.9%
株 式 会 社 青 木 商 店	172千株	2.9%
中 嶋 勇	169千株	2.9%
青 木 美 智 代	101千株	1.7%
中 嶋 八 千 代	87千株	1.5%
松 田 久 枝	62千株	1.0%

(注) ① 当社は自己株式475,772株を保有しておりますが、当該自己株式は議決権がないため、大株主から除いております。

② 持株比率は、自己株式（475,772株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末に当社役員が保有する新株予約権の状況

2021年4月14日開催の取締役会決議による新株予約権

① 新株予約権の払込金額 払込を要しない

② 新株予約権の行使価額 1個につき291,500円

③ 新株予約権の行使条件

ア. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

イ. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が死亡した場合、相続人が新株予約権を継承し、これを行行使することができる。また、新株予約権者が当社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位を有さなくなった場合にも新株予約権を行行使することができる。

ウ. 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。

エ. その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

④ 新株予約権の行使期間 2023年5月1日から2027年4月30日まで

⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	300個	普通株式 30,000株	6名

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

2021年4月14日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき291,500円
- ③ 新株予約権の行使条件

ア. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

イ. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が死亡した場合、相続人が新株予約権を継承し、これを行行使することができる。また、新株予約権者が当社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位を有さなくなった場合にも新株予約権を行行使することができる。

ウ. 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。

エ. その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

- ④ 新株予約権の行使期間 2023年5月1日から2027年4月30日まで
- ⑤ 当社使用人等の交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
当社使用人	3,395個	普通株式 339,500株	419名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(2022年2月28日現在)

地 位	氏 名	担当又は重要な兼職の状況
代表取締役社長	青 木 俊 道	
専 務 取 締 役	久 保 和 也	営業本部長兼商品本部長
常 務 取 締 役	森 部 文 数	店舗運営本部長
常 務 取 締 役	黒 澤 淳 史	管理本部長
取 締 役	山 田 孝 幸	生鮮商品部長兼デリカ・コンセ担当
取 締 役	山 田 愛 知	管理副本部長兼人事部長
取 締 役	村 橋 泰 志	弁護士
取 締 役	中 村 利 雄	
常 勤 監 査 役	猪 飼 幸 喜	
常 勤 監 査 役	國 島 建 司	
監 査 役	安 藤 雅 範	弁護士
監 査 役	谷 口 勝 司	税理士

- (注) ① 取締役村橋泰志氏及び取締役中村利雄氏は、社外取締役であります。
- ② 監査役安藤雅範氏及び監査役谷口勝司氏は、社外監査役であります。
- ③ 当社は、取締役村橋泰志氏、取締役中村利雄氏及び監査役安藤雅範氏、監査役谷口勝司氏を、東京証券取引所の規則に定める独立役員として、同取引所に届け出ております。
- ④ 監査役谷口勝司氏は、税理士として、財務及び会計に関する専門的な知識・経験等、十分な見識を有しております。
- ⑤ 常勤監査役山田康博は、2021年5月20日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
- ⑥ 当社と社外取締役及び社外監査役全員は、会社法第427条第1項の定めに基づき、責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当社に責任を負う場合は同法第425条第1項の最低限度額を限度として、その責任を負う。

この責任限定契約が認められるのは、社外取締役及び社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

- ⑦ 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や訴訟費用が補填されることとなり、全ての被保険者の保険料を当社が全額負担しております。当該保険契約の被保険者は、全ての取締役及び監査役です。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害等については、これらを補填の対象外としております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	138 (11)	137 (11)	— (—)	1 (—)	10 (2)
監査役 (うち社外監査役)	24 (4)	24 (4)	— (—)	— (—)	5 (2)
合計 (うち社外役員)	162 (15)	161 (15)	— (—)	1 (—)	15 (4)

- (注) ① 株主総会の決議による報酬限度額(年額)は、取締役250百万円以内(1991年5月18日開催の第17回定時株主総会決議)、但し、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含みません。当該定時株主総会終結時の員数は5名です。監査役40百万円以内(1994年5月16日開催の第20回定時株主総会決議)となっております。当該定時株主総会終結時の員数は2名です。

また、別枠でストックオプションとして付与した新株予約権に係る報酬額(年額)は、取締役50百万円以内(2015年5月21日開催の第41回定時株主総会決議)となっております。当該定時株主総会終結時の取締役の員数は9名です。

- ② 取締役の個人別の報酬等は、取締役会により一任を受けた代表取締役社長青木俊道が、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案のうえ決定しており、固定報酬・業績連動報酬及びストックオプションにより構成されております。

なお、取締役の個人別の報酬等の決定方針は、2021年4月14日開催の取締役会にて決議しております。当該決定方針において一任することとしている理由は、当社の全部門を統括している立場から、最も公平・公正な評価・判断が可能なことによります。

また、当事業年度の実績の報酬等の額についても同様に決定し、取締役会では、当事業年度に係る取締役個人別の報酬等について、決定した報酬等の内容と取締役会で決議された決定方針との整合を確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

固定報酬については、同業他社等の水準を参考に、経営内容や従業員給与等のバランスを考慮し算定し、月割りで支給しております。

業績連動報酬については、役員賞与として各事業年度単位の利益率が内規で定めた基準を超えた場合に各取締役の役位に応じて算定しております。また、重要な経営指標の売上総利益率と販売費及び一般管理費率の結果である営業収益経常利益率を業績連動報酬の指標として選択した理由は、業績連動報酬を単年度の業績の達成に対する報奨と位置付けており、適切な利益確保に努めるうえで重要な指標であると考えているためであります。なお、役員賞与は株主総会での決議を経たうえで支給することとしております。役員賞与を支給する場合、固定報酬を1とすると業績連動報酬の割合は概ね0.3を目途としております。

ストックオプションについては、2021年4月14日開催の取締役会において、取締役に対し新株予約権を付与する決議をしております。

なお、新株予約権は、新株予約権を引き受ける者に対して公正価格で発行するものであり、対象取締役に特に有利な条件とならない範囲で発行し割り当てを行っております。割当数は、各取締役の役位・業績及び貢献度など総合的に勘案し、取締役会より一任を受けた代表取締役社長青木俊道が決定しております。

また、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額を上記の非金銭報酬等に記載しております。当該ストックオプションの内容及びその付与状況は、3. 会社の新株予約権等に関する事項(1) 当事業年度末に当社役員が保有する新株予約権の状況に記載しております。

- ③ 上記の実績及び合計には、2021年5月20日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
- ④ 上記の監査役及び合計には、2021年5月20日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 村橋泰志

ア. 重要な兼職先と当社との関係

ゼネラルパッカー株式会社の社外取締役（監査等委員）及びアイサンテクノロジー株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と上記２社との間に特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は94%（15回／16回）であります。

出席した取締役会においては、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(イ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

弁護士としての永年の経験と知見から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っており、取締役会の監督機能向上及びコーポレートガバナンスの体制強化に貢献しております。

② 取締役 中村利雄

ア. 重要な兼職先と当社との関係

公益財団法人全国中小企業振興機関協会会長及びSMK株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と上記２社との間に特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%（16回／16回）であります。

出席した取締役会においては、多方面にわたる幅広い経験による見識を活かした発言を行っております。

(イ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

通商産業省（現経済産業省）中小企業庁長官をはじめ日本国際博覧会協会（愛知万博）事務総長、日本商工会議所専務理事など多方面にわたる幅広い豊富な経験による見識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っており、取締役会の監督機能向上及びコーポレートガバナンスの体制強化に貢献しております。

③ 監査役 安藤雅範

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は100% (16回/16回) であります。

出席した取締役会においては、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(イ) 監査役会への出席状況及び発言状況

出席率は100% (16回/16回) であります。

出席した監査役会においては、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

④ 監査役 谷口勝司

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は100% (16回/16回) であります。

出席した取締役会においては、主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。

(イ) 監査役会への出席状況及び発言状況

出席率は100% (16回/16回) であります。

出席した監査役会においては、主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人 東海会計社

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	18百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が解任もしくは不再任の決定を行う方針であります。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

会計監査人が任務を怠ったことによって当社に責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低限度額を限度として、その責任を負う。この責任限定契約が認められるのは、会計監査人がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(6) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、社内規程に基づき適切に保存及び管理（破棄も含む）しております。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、監査室・検査室を設置し内部監査を実施しております。その結果は、取締役会等に報告することとしております。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア．業務執行については、取締役会規程に基づき取締役会に付議することを遵守しております。

イ．経営計画については、取締役は年度計画予算に基づき目標達成のために活動しております。

ウ．日常の職務遂行は、社内規程に基づき権限委譲された各責任者がルールを遵守し業務を遂行しております。

④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア．当社は、取締役及び使用人の企業倫理向上や法令遵守のため、全体会議や各部署主催の会議を通し、コンプライアンスの重要性の徹底を図っております。また、当社は健全な会社経営のため、反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとることとしております。

イ．当社は、サステナビリティ基本方針を策定し、関連する法令やその他の規範を遵守し、地域社会への貢献、地球環境問題などの社会・環境問題に積極的に取り組んでおります。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、現在監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて監査役の業務補助のスタッフを置くこととし、その場合の人事については、監査役と取締役が意見交換いたします。

⑥ 監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、上記の監査役を補助すべき使用人は、専ら監査役の指揮命令に従うものとするとしております。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア. 取締役及び使用人は職務執行に関し重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、会社に著しい損害を及ぼす事実を知った時は、監査役に報告することとしております。

イ. 常勤監査役は、取締役会・全体会議その他重要な会議に出席し、また、重要な稟議書類等を閲覧し、必要に応じその説明を求めることとしております。

ウ. 会計監査人より監査役に対し監査の概要、監査結果等の報告が行われ、また、必要に応じ相互連携を行うこととしております。

⑧ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底することとしております。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 当社は、監査役と代表取締役との意見交換を適時実施することとしております。

イ. 監査役が職務の執行について生ずる費用の支出を求めた場合、監査役の請求等に従いその費用を負担することとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 法令遵守及び取締役の職務執行について

取締役は、取締役会16回、営業会議9回を開催し、経営方針、重要な事項及び法令で定められた事項などを検討・決定し、業務執行状況の監督を行っております。

また、四半期ごとに行われる全体会議（係長級以上が出席）において、各地区・各店舗の業務執行状況の報告や重要事項の全店舗への周知徹底を図っております。代表取締役社長が店舗にて社長朝礼を行い、経営方針や重要な事項の徹底を図っております。

② リスク管理について

各部門から潜在的なものも含めたリスク項目を抽出し、その項目についてリスク検討委員会において検討を実施しております。また、その結果を代表取締役社長へ報告し、リスクの顕在化を図るとともに改善施策の進捗状況を確認しております。

災害等については、安否確認システムの導入及び地震防災マニュアルを作成し災害発生時に各店舗・事業所が適切で迅速な対応を取れるよう周知を図っております。店舗の安全対策としては、防犯カメラ等を設置し犯罪等の未然防止と安全確保に努めております。

また、全店舗・事業所内にAEDを設置し、緊急時の地域の安心・安全確保に尽力しております。

人的リスクについては、中長期的視点に立った計画的な採用に注力するとともに、機械・ITを活用した業務の効率化や生産性の向上に積極的に取り組むことで働く環境の改善を実現し、人員確保や定着率の向上を図ってまいります。また、人材育成を通して従業員の能力・意識を向上させることでリスクに対応できる体質の強化に努めてまいります。

また、インフルエンザ・ノロ・新型コロナなどウイルス等の感染症リスクについては、お客様・従業員の安全を最優先に考慮し、各店舗・事業所における予防措置及び感染者が発生した場合の感染拡大防止策を講じております。感染症拡大による人的リスク及び事業継続に関するリスクに対しても適切に対応できるようにしております。

その他当社では、店舗や総合物流センターにおいて、HACCPの考え方を取り入れたマニュアルに基づく衛生管理を行っております。また、部門毎の作業工程図に基づいた管理ポイント及び危険を見つける確認ルールを設定し、工程管理も併せて行っております。

③ コンプライアンスについて（法令遵守）

全従業員へのeラーニングによるコンプライアンスの研修を実施するとともに、各会議体において、随時法令遵守の徹底を図っております。

また、内部通報制度を制定し、コンプライアンス違反や疑義のある行為等は直接監査室へ通報することを従業員に周知し、問題発見と解決の手段としております。

なお、当該報告によって通報者が不利な取り扱いを受けないことを制度内で取り決めております。

④ 監査役監査について

監査役は、取締役会・全体会議などの重要会議に出席するとともに、取締役の業務執行について重点項目を設けて調査を実施し、法令・定款に違反する行為・決定がなされていないかを監査しております。

また、監査室や会計監査人との意見交換や連携を図り、内部統制システムの構築や運用状況等について、監査・提言を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、千株単位の株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	12,139	流 動 負 債	6,434
現金及び預金	9,676	買 掛 金	4,830
売 掛 金	0	未 払 金	504
商 品	1,576	未 払 法 人 税 等	35
貯 蔵 品	30	未 払 費 用	337
前 払 費 用	194	賞 与 引 当 金	188
未 収 入 金	652	ポ イ ン ト 引 当 金	282
そ の 他	8	そ の 他	257
貸 倒 引 当 金	△0	固 定 負 債	1,934
固 定 資 産	17,986	退 職 給 付 引 当 金	772
有形固定資産	13,126	長 期 預 り 保 証 金	744
建 物	6,058	資 産 除 去 債 務	413
構 築 物	440	そ の 他	4
車 両 運 搬 具	5	負 債 合 計	8,368
工具、器具及び備品	1,295	純 資 産 の 部	
土 地	5,309	株 主 資 本	21,742
建 設 仮 勘 定	16	資 本 金	1,372
無形固定資産	351	資 本 剰 余 金	1,823
借 地 権	210	資 本 準 備 金	1,604
ソ フ ト ウ ェ ア	130	そ の 他 資 本 剰 余 金	219
電 話 加 入 権	10	利 益 剰 余 金	19,491
投資その他の資産	4,507	利 益 準 備 金	155
長 期 貸 付 金	0	そ の 他 利 益 剰 余 金	19,336
繰 延 税 金 資 産	1,132	別 途 積 立 金	4,440
敷 金 及 び 保 証 金	2,871	繰 越 利 益 剰 余 金	14,896
そ の 他	551	自 己 株 式	△944
貸 倒 引 当 金	△47	新 株 予 約 権	14
資 産 合 計	30,125	純 資 産 合 計	21,757
		負 債 純 資 産 合 計	30,125

損 益 計 算 書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		95,430
売 上 原 価		80,784
売 上 総 利 益		14,645
その他の営業収入		
不 動 産 賃 貸 収 入	865	
そ の 他 の 収 入	4,162	5,027
営 業 総 利 益		19,673
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		18,681
営 業 利 益		991
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	24	
そ の 他	73	98
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
そ の 他	3	3
経 常 利 益		1,085
特 別 利 益		
環 境 対 策 引 当 金 戻 入 額	6	
補 助 金 収 入	1	
新 株 予 約 権 戻 入 益	20	28
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	79	
減 損 損 失	89	
損 害 賠 償 金	0	169
税 引 前 当 期 純 利 益		944
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		301
法 人 税 等 調 整 額		29
当 期 純 利 益		613

株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	1, 372	1, 604	171	155	4, 440	14, 688	△772	21, 658
当 期 変 動 額								
剰余金の配当						△405		△405
当 期 純 利 益						613		613
自己株式の取得							△300	△300
自己株式の処分			47				128	176
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	47	－	－	207	△171	84
当 期 末 残 高	1, 372	1, 604	219	155	4, 440	14, 896	△944	21, 742

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	35	21,693
当 期 変 動 額		
剰余金の配当		△405
当 期 純 利 益		613
自己株式の取得		△300
自己株式の処分		176
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△20	△20
当期変動額合計	△20	63
当 期 末 残 高	14	21,757

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(1) 商 品

① 生鮮食料品は、最終仕入原価法によっております。

② その他の商品

ア．店舗内商品は、売価還元法によっております。

イ．物流センター内商品は、総平均法によっております。

(2) 貯蔵品は、最終仕入原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産は、定率法によっております。（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物15～39年

工具、器具及び備品5～6年

(2) 無形固定資産は、定額法によっております。（リース資産を除く）

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 投資その他の資産は、定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

(4) ポイント引当金は、ポイントカードにより顧客に付与されたポイントの使用に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) 環境対策引当金は、法令により義務付けられているポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処分等の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

5. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔表示方法の変更〕

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に〔会計上の見積りに関する注記〕を記載しております。

〔会計上の見積りに関する注記〕

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	金額
繰延税金資産	1,132

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

見積り及び仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	金額
有形固定資産等	13,489
減損損失	89

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、賃貸不動産及び遊休不動産については、個別物件毎にグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益において、継続して損失が発生している店舗や土地の時価の下落が著しい店舗等について減損の兆候を把握します。

減損の兆候を把握した店舗等について減損損失の認識を判定した結果、減損損失を認識することとなった場合、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失を認識するかどうかの判定及び使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である店舗毎に、経営環境などの外部要因に関する情報や当社が用いている内部の情報に基づき仮定し見積っております。

見積り及び仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において追加の減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 関係会社に対する金銭債権債務	短期金銭債権	1百万円
	長期金銭債権	1,182百万円
	短期金銭債務	131百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		15,943百万円
3. 担保に供している資産及び対応する債務		
担保に供している資産	建物	883百万円
	土地	2,498百万円
上記に対応する債務	長期預り保証金	291百万円

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高	営業取引高	
	その他の営業取引高	1,764百万円
	営業取引高以外の取引高	0百万円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	金額(百万円)
店舗	建物等	愛知県2物件	89

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、賃貸不動産及び遊休不動産については、個別物件毎にグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益において、継続して損失が発生している店舗や土地の時価の下落が著しい店舗等のうち、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、建物87百万円及び構築物2百万円であります。

なお、資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを1.4%で割引いて算定しております。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	6,250,000	—	—	6,250,000
合計	6,250,000	—	—	6,250,000
自己株式				
普通株式(注)1・2	447,648	99,624	71,500	475,772
合計	447,648	99,624	71,500	475,772

(注) 1 普通株式の自己株式数の増加は、自己株式買付による増加99,400株及び
単元未満株式の買取りによる増加224株であります。

2 普通株式の自己株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による
減少71,500株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年5月20日 定時株主総会	普通株式	232百万円	40円	2021年 2月28日	2021年 5月21日
2021年10月5日 取締役会	普通株式	173百万円	30円	2021年 8月31日	2021年 11月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
2022年5月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	173百万円	30円	2022年 2月28日	2022年 5月27日

3. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 369,500株

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(繰延税金資産)

賞与引当金	57 百万円
貸倒引当金	14 百万円
ポイント引当金	86 百万円
退職給付引当金	236 百万円
資産除去債務	126 百万円
減損損失	439 百万円
減価償却超過額	364 百万円
未払事業税	4 百万円
会員権等評価損	13 百万円
その他	24 百万円
繰延税金資産小計	1,368 百万円
評価性引当額	△176 百万円
繰延税金資産合計	1,192 百万円

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	△32 百万円
前払年金費用	△26 百万円
繰延税金負債合計	△59 百万円
繰延税金資産純額	1,132 百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	%
法定実効税率	30.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9
住民税均等割等	4.1
その他	△0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.1

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に店舗の新設及び改装のための設備計画に照らして、必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金及び未収入金は、回収までの期間は短期であります。敷金及び保証金は、店舗不動産等の賃借に伴い差し入れたものであります。

売掛金及び敷金及び保証金の信用リスクについては、取引先の状況をモニタリングし、財務状態の悪化等による回収懸念を早期に把握する体制をとっております。

買掛金及び未払金は、ほとんど1ヶ月以内の支払期日であります。

長期預り保証金は当社の店舗に入居するテナントから預け入れされたものであります。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理は、各部署からの報告に基づき資金担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、債権管理規程に従い、営業債権等について、各部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	9,676	9,676	—
(2) 売掛金	0	0	—
(3) 未収入金	652	652	—
(4) 敷金及び保証金	2,812	2,776	△36
資産計	13,142	13,105	△36
(1) 買掛金	4,830	4,830	—
(2) 未払金	504	504	—
(3) 長期預り保証金	744	742	△1
負債計	6,078	6,077	△1

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、並びに(3) 未収入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

償還金の合計額を残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、並びに(2) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期預り保証金

償還金の合計額を残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
敷金及び保証金	58

敷金及び保証金のうち、償還期日が確定していないものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産(4)敷金及び保証金に含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	9,676	—	—	—
売掛金	0	—	—	—
未収入金	652	—	—	—
敷金及び保証金	325	485	397	1,603
合計	10,655	485	397	1,603

〔賃貸等不動産に関する注記〕

当社は、愛知県内に賃貸商業施設（土地を含む。）を有しております。2022年2月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は204百万円（賃貸収益は不動産賃貸収入に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上）であります。

賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中増減額並びに時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

貸借対照表計上額			決算日における時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
3, 921	△94	3, 827	3, 865

（注） 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 主な変動

増加は、不動産の取得 6百万円

減少は、不動産の減価償却 102百万円

3 時価の算定方法

主な物件については、社外の不動産鑑定士により「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）、その他の物件については、自社において一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて算定した金額であります。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社 (当該そ 他の関 係会社 の親会 社を含 む)	株式会社東海 流通システム	愛知県弥 富市鯛浦 町	48	運送業、損 害保険代理 業及び不動 産賃貸業	被所有 直接 36.9	不動産賃貸借 及び物流業務 委託等	総合物流セ ンター等の 賃借(注)1	230	敷金及び 保証金	1,182
							総合物流セ ンター等の 物流業務委 託等(注)2	1,533	未払金	131

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	青木 俊道	—	—	当社 代表取締役	被所有 直接 3.2	—	ストック・ オプション の権利行使	¹¹ (5千株)	—	—
役員	黒澤 淳史	—	—	当社 常務取締役	被所有 直接 0.0	—	ストック・ オプション の権利行使	¹¹ (5千株)	—	—

(注) 2015年6月15日開催の取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1 賃借料は、近隣の一般的な取引実勢を参考にしております。
2 物流業務委託料は、一般的な取引事例を参考にしております。
3 株式会社東海流通システムは、当社代表取締役青木俊道及びその近親者が議決権の65.2%を直接所有しております。
4 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額 3,765円46銭
2. 1株当たり当期純利益 105円98銭

独立監査人の監査報告書

2022年 4月13日

株式会社 アオキスーパー
取締役会 御中

監査法人 東海会計社

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 棚 橋 泰 夫
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大 島 幸 一
業務執行社員

代表社員 公認会計士 塚 本 憲 司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アオキスーパーの2021年3月1日から2022年2月28日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計士の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月14日

株式会社アオキスーパー

常勤監査役	猪飼幸喜	印
常勤監査役	國島建司	印
社外監査役	安藤雅範	印
社外監査役	谷口勝司	印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当社をとりまく環境が依然として厳しい中、経営体質の強化と今後の事業展開を勘案しつつ、内部留保にも意を用い、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円

総額173,226,840円

なお、中間配当金として30円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき60円となります。

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年5月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

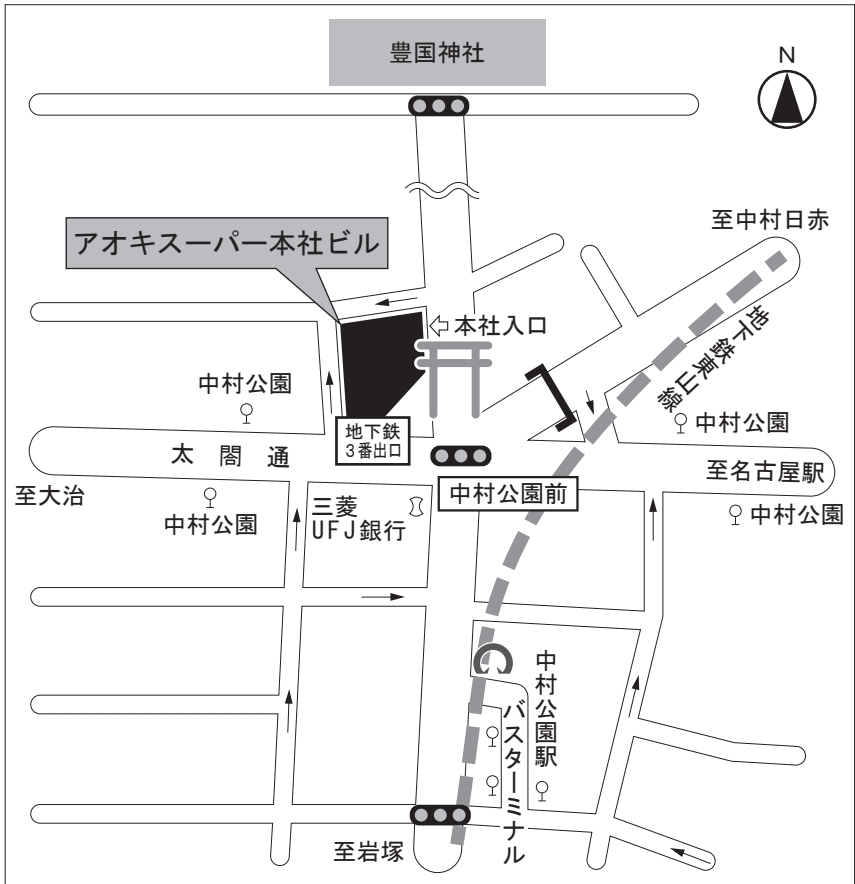
(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略) (目的)	第1条 (現行のとおり) (目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(24) (条文省略)	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(24) (現行のとおり)
(新設)	<u>(25) 電子マナー及び電子的価値情報の発行、販売及び管理</u>
(25) 前各号に付帯、関連する一切の業務	(26) 前各号に付帯、関連する一切の業務
第3条～第15条 (条文省略) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	第3条～第15条 (現行のとおり) (削除)
第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設)	<u>(電子提供措置等)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第17条～第44条 (条文省略)	第17条～第44条 (現行のとおり)

現 行 定 款	変 更 案
	<u>附則</u> <u>1</u> 現行定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 <u>2</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 <u>3</u> 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上

株主総会会場ご案内図



＜場 所＞ 名古屋市中村区鳥居西通一丁目 1 番地 ☎(052)414-3600
アオキスーパー本社ビル 5 F

- ＜交通機関＞
1. 地下鉄でお越しの方は、市営地下鉄「中村公園」駅 3 番出口をご利用ください。(徒歩約 1 分です。)
 2. バスでお越しの方は、「中村公園」で下車してください。(徒歩約 3 分です。)

＜お 願 い＞

当日は駐車場をご用意できませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。